

# かいほう

No.69

特集

東日本大震災から1年が経過して



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

# かいほう No.69

～ C O N T E N T S ～

## ● 巻頭言

### 会長挨拶

・ 社団法人全国建設機械器具リース業協会 会長 角口 賀敏…………… 2

## ● 特集

### 東日本大震災から1年が経過して

・ 岩手支部 高橋 悦見…………… 4  
・ 宮城支部 菅野 浩昭…………… 6  
・ 福島支部 三留 博…………… 8

## ● 寄稿

### 建設機械に関するレンタルの現状と期待

・ 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 課長補佐 森川 博邦…………… 10

日本赤十字社へ義援金寄付（平成23年7月15日）…………… 12

### 関東地方整備局長より感謝状贈呈

（資機材調達）（平成23年8月9日）…………… 13

福島県知事より感謝状贈呈（平成24年6月12日）…………… 14

国土交通大臣より感謝状贈呈（平成24年7月27日）…………… 15

## ● お知らせ

### 建設機械等レンタル基本約款 発布・施行

（平成24年4月1日）…………… 17

## 国土交通大臣表彰受章

・副会長 北野一雄、前常任理事 榊原 章（平成24年7月10日）	26
関東地方整備局との意見交換会（平成24年8月28日）	28
群馬支部主催『建機展』を開催（平成24年6月16日～17日）	33
新ホームページ 開設（平成24年4月16日）	35

協会役員名簿	36
平成23年度事業報告	37
平成23年度正味財産増減計算書（合計表）	40
平成24年度事業計画	42
平成24年度正味財産増減予算書（合計表）	44

## ● 支部だより

・神奈川支部 風間 英夫	46
建設機械盗難調査報告書 年度別推移	48
全国建設機械器具リース業協会 支部別加入状況	52
協会支部名簿	54
あしがき	56

## ご挨拶

社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
会長 **角口 賀敏**

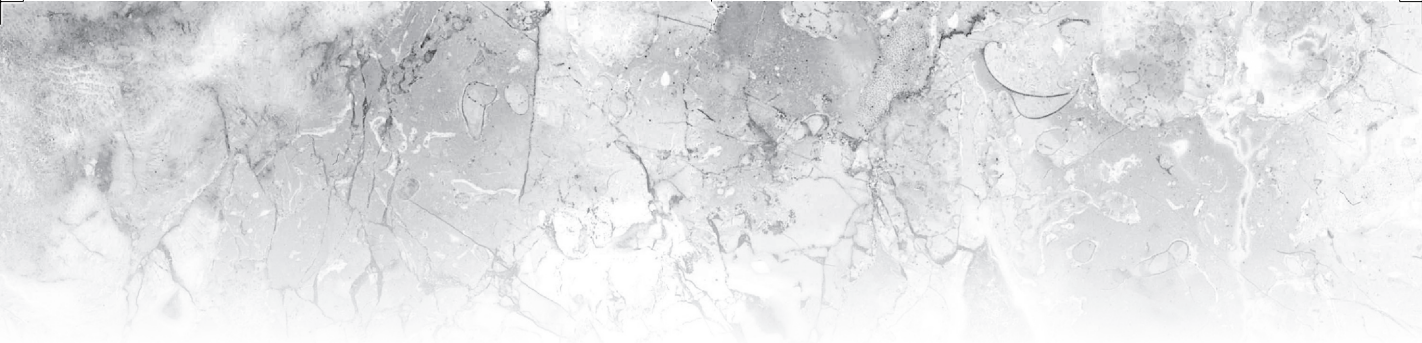


会員の皆様におかれましては、平素より当協会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

又、7月の九州地区を襲った豪雨や9月の台風18号等による被災を受けられた皆様には心よりお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧に着手して頂き、次の被害を未然に防ぐ事を期待しています。

去る平成24年5月29日に第39回定期総会が開催され、御蔭様をもちまして滞りなく終了いたしました。また、同時に任期満了に伴う新役員を選出が行われ、私が2期目として会長を拝命いたしました。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを痛感しております。これからの2年間、建設機械レンタル業界の更なる発展のために新役員一丸となって、協会改革に全力で寄与して参る所存でございますので、皆様には、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。特に来年4月からの新法人の名称でも有る日本建設機械レンタル協会に向けて思い切った改革を施し、大手広域、メーカー、地場、其々のレンタル業を営む企業が結束して信頼される業界を目指して活動出来る協会を作り上げたいと思っています。

さて、昨年は東日本大震災の瓦礫処理に始まり、台風12号による紀伊半島地域への自然災害など、建設機械が災害復旧・復興のために活躍する場面が数多くあり、改めて当協会の存在意義と協会会員間の協力・連携強化の必要性が再認識されたように思います。一方、今後起きるであろうと想定される首都圏直下型地震、東海、東南海、南海地震やこれに連動する巨大地震への対策も急務とされているところで。また、公共事業投資の地域的バランスの変調やレンタル価格の下落化、レンタ



ル業のビジネスモデルの崩壊、為替変動や中国企業の台頭に伴う中古市場の不透明感から、経営の舵取りが困難となりつつあり、将来的な展望を見据えた運営が求められているところです。

当協会は、災害発生時における国及び地方公共団体が実施する復旧、復興への連携強化を図ること、行政施策の速やかな伝達・広報を図り、行政との連携・協力を推進するとともに、国土強靱化計画の一翼を担い、国民の皆様の安心・安全のよりどころの一つとなること、及び建設機械等レンタル基本約款等の統一した基準のもと建設機械レンタル業界の地位の向上を図って参ります。

また、公益法人制度改革に関しましては、来年4月の一般社団法人への移行を目指し、今後の協会組織運営のあり方について早急な検討を進めております。

その一環として、早速、新しい3委員会（企画広報委員会、流通委員会、教育研修委員会）を立ち上げ、協会活動をより一層活発化させ、会員の皆様のご期待にお応えできるよう努めて参ります。

最後になりましたが、会員の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

## 大震災 支援に感謝

全国建設機械器具リース業協会

岩手支部長 **高橋 悦見**

東日本を襲った未曾有の大震災から1年7ヶ月が経ちました。

岩手県から6月11日に発表された「【東日本大震災大津波】社会資本の復旧・復興ロードマップ」を、今日手にしました。

その中の「総括工程表」には、一般海岸・港湾海岸の復旧整備として岩手県地図上に久慈川（三陸高潮）河口から陸前高田の長部川（三陸高潮）河口まで全22ヶ所の復旧・整備事業が挙げられています。また右半分には整備スケジュールが書かれており、ホームページからも見る事が出来ます。

さて、“津波3.11”。

これ以来、「想定外」と云う言葉が無責任に思えてなりません。


人命を守る立場の人が勝手に「想定できない津波」であったと云う。

福島原発も命に係わる仕事であり、責任有る立場の者が想定外であるかのように発言するのは、それが他人事として考えられているように思えてなりません。

全建リース協が災害時迅速に支援物資を提供したのは既報の通りであり、被災地の人間として、全国各地よりの諸支援に対し、心より感謝申し上げます。

とりわけ全建リース協の支援は、協会のトップである会長自らが被災地に入り支援を実施したことであります。私は、岩手県内遠野の民宿で4トトラックに燃料やストーブ等沢山の支援物資を積み込んで汗する姿や、日本海経由で1200kmを自分で運転し支援の先頭に立っている姿を見て、協会員であることに誇りと活力を与えられた思いがしました。

災害時は、レンタル業が大きな役割を持ちます。当社は、役所と災害協定を締結



しています。しかし、実際の災害支援の流れは異なります。役所は災害時には“建設業協会事務局”に連絡し、建設業協会がレンタル業者に連絡する。つまり、役所からの評価は建設業者が評価され、レンタル業者は評価の対象外となってしまいます。

現在、全建リース業協会の執行部が先頭に立ち、レンタル業界念願の“認められる運動”を具体的に進めていると聞きます。心よりそれらの活動に感謝申し上げます。

災害時のレンタル業は、人の命と引き換えに仕事が出来るという不幸きわまりない一面があります、公共事業費が削減される中、復旧・復興により業界全体の業績が向上することも紛れもない事実です。一方被災地のレンタル業は、資産が被災することによる損失と、それを補う内部留保の吐き出しにより企業体力の脆弱化が急速に進行します、この事を思うと、売り上げ重視による企業経営より、コストを考慮した利益重視の企業経営が経営理念として重要と思います。これに加え、被災資産の補填を借り主に請求できる制度や、国や地方公共団体の補助制度の充実が被災地にとって重要となります。特に、震災復興の現場は、沿岸部に集中するため、安心して所有資産の賃貸が出来るといった状況を作り出してもらいたいものです。

今回の災害で分かったことは、企業一社では何も出来ないと云うこと、地域の纏まりでも限界があること、レンタル業界全体が協力し集団行動を起こすことが必要であるということです。その為には会員の認識を統一し行動することであり、今回の被災地支援にその一端を見た思いがします。ご支援有り難うございました。

## 品格のある建機レンタル業を目指して

全国建設機械器具リース業協会

宮城支部長 **菅野 浩昭**

会員各位におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

今年の総会におきましてご推薦を頂き宮城県の支部長を拝命いたしました菅野でございます。


長根前支部長には7年間の長期にわたりリーダーシップを発揮され、業界の地位向上のためにご尽力されました改めて感謝申し上げる所でございます。

早いもので東日本大震災からは1年7ヶ月経とうとしております。自衛隊、警察、消防の皆様の懸命な、そして献身的なご支援、また全国各地の大変大勢の皆様のご支援ご協力により地域の格差はありますがだいぶ復旧がすすんできております。そして宮城県の復興計画も策定されてこれからいよいよ本格的な復興が始まろうとしています。今後ともご支援を継続していただければと思っているところでございます。

宮城支部の多くの会員が甚大な被害に遭いましたがその苦難を乗り越え、復旧、復興に際しまして我々会員の使命であります安全で安心して使用できる建設機械を迅速に提供し地域社会に貢献することができました。その要因は先に陸上自衛隊東北方面総監部、仙台市との災害協定の締結等により日頃から協会員が危機意識を持っていたこと、また数を重ねた第一線の営業マンを対象にした泊まりがけの合同分科会、機種別の分科会、地域別の分科会の成果等により震災直後の「日常の生活が困難」な状況でも会員同士が励ましあい、早い対応ができました。やはり常日頃より、会員同士の交流をはかること、そして信頼関係を大事にすることがいかに大切かが再認識されました。

これから本格的な復興が始まりますがそれに伴い我々に対する需要、依存度が





益々増してきます。しかし需要がますますつれて我々貸し出す側の貸し出し責任も大きくなるということでもありますので、ぜひとも新しく宮城支部に入会された会員の方にも協力を頂きまして「法令順守」はもちろんのこと協会員として「誠意のあるそして品格のある」貸し出し対応をしていかなければなりません、このことが我々の責任を果たすことであり、これから一般社団法人化をめざす私たち最も必要なことではないでしょうか。

被災地域の現状は復興予算が決定したものの材料の値上げ、作業員の不足等でなかなか思うように作業現場が進んでいない状況です。多くの同業者の出店等増によりレンタル機械だけが先行して増えていくようになり、苦い歴史を繰り返さないよう全建本部のご指導、ご協力を強くお願いいたします。

我々のレンタル業界がゼネコンをはじめ建設産業の機械部門を担うのはもちろんですが、日本は世界でも指折りの災害の多い国であり、地震、津波、台風、豪雪等にも我々は迅速に対応できるようにしておかなければならないことは今回の経験でも実感しました。

地球温暖化防止により排ガス規制等のコストアップは避けられませんが、我々の本当の使命を考え宮城支部一丸となって共存共栄を目指し健全な協会発展のためには努力してまいりたいと思いますのでご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い致します。

## 東日本大震災発生から一年経過した 福島県内の現状と復興状況

全国建設機械器具リース業協会

福島支部長 **三留 博**

昨年の大震災時は全国建設機械器具リース業協会角口会長又全国の支部の会員の皆様には大変な御心配をおかけし又物心両面の御支援、本当にありがとうございました。又県外避難を余儀なくされた今も全国各地で生活をしている県民に対して暖かい御声援、御協力にこの「かいほう」の紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

2010年12月25日会津地方の豪雪の為、磐越自動車道の通行止め、国道49号は新潟県境にある西会津地区での約12km間が通行止めの為に車300台が一昼夜立ち往生する雪の被害がありました。翌2011年観光県でもある福島県は春の観光客をむかえる準備も進んでいた矢先、3月11日観測史上最大級のM9.0の地震津波原発事故の発生又7月28日夜からの新潟福島豪雨の会津地区の被害、そして9月の台風15号の中通り地区の被害と昨年一年間は自然豊かで名所、史跡が多くある福島県が一変してしまった一年間でありました。

復旧復興に向けて現在昼夜問わず行政機関、業界団体が一体になり取り組んでいます。

福島県は浜通り、中通り、会津地区と三つの地域に分かれています。太平洋に面している浜通りは雪が降らず冬でもゴルフを楽しめる地方。逆に会津地区は豪雪地区と復旧復興に対しても温度差がありますが、地域毎に目に見えない放射能と言う敵と戦いながら除染作業を最優先に頑張っているところです。

災害発生時県土木部より協会を通し会員企業の手持重機、発電機、ポンプ、ダンブカー等の問合せがあり、各企業が地区毎に出庫、修理等と24時間態勢で土木業者と行動を共にし対応した事が後日首長等から感謝されました。この業界に従事した事に誇りを持った一時でもありました。

今後は福島県の場合他県と違い原発事故により除染作業、風評被害等の問題があり長期戦になります。

機械等レンタル品は各社充分確保されているようですが、オペレーター不足という現状です。広域レンタル、メーカー系レンタル、地場レンタル各社が自社の特徴を出し合いお互いが切磋琢磨し復興のお手伝いをしながら業界の発展と1日でも早く元の美しい福島県に戻れるよう会員各社共々努力し、全力で頑張ります。  
変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げます。

## 追

3月11日の災害から1ヶ月過ぎた地方紙「福島民報」の紙面を紹介します

大地が揺れ、海が黒い壁になった「3.11」。  
その日から「福島」は「フクシマ」になった。  
アナウンサーが画面の中で繰り返す「フクシマ」は、どこかよその土地のよう。  
不器用だけどあったかい、あの「福島」とは違っていた。

当たり前だと思っていた風景を、波が全てさらっていった。  
家が消え、道が消え、家族も友も散り散りになった。  
黙りこックた心に不安だけが押し寄せた。  
だれもが心の中で叫び、泣いた。

だが、運命は本当のことも教えてくれた。  
食べ物も、痛みも、人は分かち合えるのだ。  
見ず知らずの人のために、涙は頬を伝っていた。  
人は人を思ってこそ人になれる。  
そしてその涙は温かいのだ。

生き残った者にできることは何だ。  
離れた心を再び一つにするためにすべきことは何だ。  
顔を上げ、今を目に焼き付けよう。手と手を結ぼう。  
「福島」は負けない。  
笑顔も、実りも、古里も、必ず我が手に取り戻す。

# 建設機械に関するレンタルの現状と期待

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課課長補佐

森川 博邦

## 1. はじめに

近年、建設機械の保有は、特に汎用性の高い機種を中心に、建設業からレンタル業（建設機械器具賃貸業）へ保有者の中心が移行しつつある。公共事業費の削減が続くなか、リーマンショックに端を発した景気低迷の影響も重なり、建設業者が建設機械の購入を控えたり手放したりするケースが増えているといわれている。建設機械の保有がレンタル業へシフトすることは、建設機械の稼働率が高まり、経済的合理性の面では理に適うが、建設業者が保有する建設機械は、災害時の復旧工事や除雪作業でも活用されており、これまで地域の防災力確保に多大な貢献をしてきたことから、建設機械を手放す建設業者が増えることに対して不安を抱く声も聞こえてくる。本稿では、最近の建設機械レンタルの情勢を紹介するとともに災害時における活用に向けた課題と期待を紹介する。

## 2. 建設機械器具賃貸業による建設機械の保有等の動向

### (1) 建設機械の保有動向

国土交通省では、国内の建設機械の普及状況、流通の現状を把握し国土交通行政の基礎資料とするために、総務省の承認統計として建設機械動向調査（2年に1度）、建設機械

器具リース業等動態調査（毎月）を実施、公表している。

平成21年度の建設機械動向調査によると、国内の主要建設機械の推定保有台数は、平成11年頃の約120万台をピークに、平成21年度には約85万台にまで減少している。保有台数の内訳は、約70%がショベル系掘削機（油圧ショベル+ミニショベル）であり、約20%がトラクタショベル、クレーンが約5%となっている。また、平成11年度以降、保有台数の約3割に相当する約35万台減少したことになるが、台数減少の内訳は、油圧ショベルが最も多く20.5万台（▲41%）、ブルドーザー4.8万台（▲55%）、トラクタショベル2.5万台（▲13%）となっている。

### (2) レンタル業者による保有割合の増加

過去10年で、主要建設機械の購入者が建設業者から建設機械器具賃貸業者へ大幅にシフトするとともに、建設業者の保有台数がピークの平成11年度と比べ4割以上減ったことから、近年の主要機械の保有台数割合（シェア）は、建設業が約40%に対し、建設機械器具賃貸業が約35%にまで増加している。また、小型の油圧ショベルなど機種・規格によっては、建設機械器具賃貸業の保有台数が建設業の保有台数を上回っているものもある。ただし、建設機械器具賃貸業の建設機械保有台数

も平成11年度まで急激に増加したのち平成19年度頃までほぼ横ばいで推移し、平成21年度には若干減少している。リーマンショック以後、建設機械の国内需要が急激に縮小したと言われていたが、それまで購入台数の過半数を占めていた建設機械器具賃貸業が建設機械の購入を大幅に控えたことの影響は大きかったものと推測される。

### (3) レンタル建設機械の稼働状況

建設機械器具賃貸業へ保有形態がシフトしてきたこともあり、建設機械器具賃貸業における建設機械の稼働率は、リーマンショックによる景気低迷の影響を受けるまでは、10年間で約10%程度向上してきた。このことは、生産性の改善が進展したとも言えるが、国内全体での保有台数の減少により余裕が減ったとみられる。一方、景気低迷以降は、建設機械器具賃貸業における保有台数の減にもかかわらず、稼働率が回復するには至っていない。しかしながら、排出ガス対策や地球温暖化対策など、建設機械への新たな社会的要請が生じており、適切な建設機械をユーザに供給する建設機械器具賃貸業のプレゼンスは益々高まっているといえる。

### 3. 災害時の円滑な建設機械確保に向けて

大規模災害発生時の復旧活動の為の建設機械の調達、状況に応じて迅速かつ適切に実施する必要があることから、日頃から関係機関と協力してこれに備える必要がある。特に、国内の保有台数の少ない機種については、大規模災害時に混乱が懸念されることから、関係者間の連携や情報共有の方法を検討する必要があると考えている。

国土交通省では、過去の災害対応から効果的活用が望まれる建設機械として、遠隔操作型油圧ショベルと、大型構造物解体に資するワイヤーソー・ウォールソーや大型クレーンを重要視し、業界団体等御協力を得て、保有

者のデータベース化を進めてきた。東日本大震災を含む近年の災害対応からは、上記のほか、クローラードンプや掴み装置付き重機(グラップル等)なども災害時に活用効果が高いと考えられる。

クローラードンプは建設機械器具賃貸業者や農林漁業での保有台数が多いと推測されるが、これら建設機械器具賃貸業者が数多く保有する機械について、災害現場への提供が迅速に行われる環境整備も必要と考える。

### 4. おわりに

これまで災害復旧を直接担ってきたのは地域の建設業者であったが、公共事業費の削減等により、建設機械を手放す業者が増えている。国内の建設機械保有の総台数が減少するなか、今後の災害対応においては、特殊で少数しか保有されていない機械は勿論、ボランティアに提供できる機械も含めて、災害復旧に資する機械の調達・確保を円滑に実施する必要性は高い。

東日本大震災においては、東北地方の太平洋沿岸域では、津波により重機を失った建設業者、建設機械器具賃貸業者が少なくなかったため、復旧・復興に必要な重機が確保できず、作業が遅れるという事態の発生が懸念されていた。しかしながら、被災地外を含む関係者の迅速な判断と手配により、そのような声は聞かれなかった。

建設機械器具賃貸業の業界団体である(社)全国建設機械器具リース業協会におかれては、建設用重機以外にも、ストーブや燃料、ドラム缶、ポリタンクなど、被災地の避難所等において不足する物資に関して、その調達能力と機動力を活かして地震発生直後より迅速な支援活動をしていただいた。建設機械器具賃貸業の今日的な重要性を再認識するとともに、多大な活動に関して関係者のみなさまには改めて感謝と御礼を申し上げたい。

## 日本赤十字社へ義援金寄付

● 平成23年7月15日



義援金1000万円を日赤本社に寄付  
(12支部、45会員、28支部賛助会員の協力を得ました)

## 関東地方整備局長より感謝状贈呈

### ● 資機材調達 平成23年8月9日



国土交通省 関東地方整備局長より感謝状の贈呈を受ける  
(資機材調達) 受領者 角口会長 藤本副会長

## 福島県知事より感謝状贈呈

2012（平成24）年6月12日 福島県知事より東日本大震災及び原子力災害に対する支援物資の提供等に関し感謝状の贈呈がありました。

伝達者	福島県土木部長 <b>渡辺 宏喜</b> 様
受領者	(社) 全国建設機械器具リース業協会 会長 <b>角口 賀敏</b>
伝達場所	(社) 全国建設機械器具リース業協会本部

感謝状の伝達後、渡辺土木部長と懇談に入り、被災当時の回顧に花が咲くと共に、災害時における災害協定の重要性や、緊急車両の通行手段確保について意見交換を行いました。



支援に当たりご協力いただいた会員企業の皆様に感謝申し上げます。



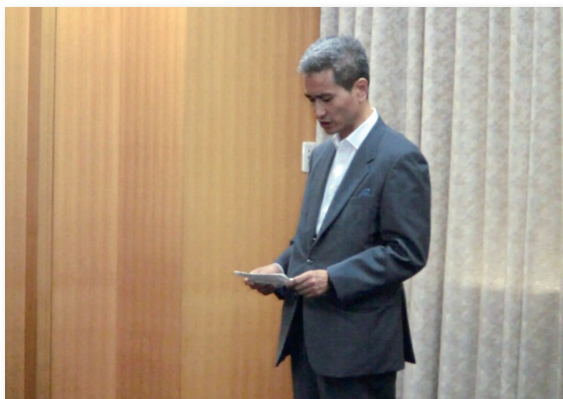
## 国土交通大臣より感謝状贈呈

7月27日、国土交通大臣より（社）全国建設機械器具リース業協会に対し「東日本大震災の発生に際し、諸施設の応急復旧活動等に尽力し、被災地域の社会基盤の安定等のために顕著な成果を挙げた」として感謝状が贈られました。

7月27日11時より関東地方整備局特別会議室において国土交通大臣の感謝状が青木栄治総務部長より伝達されました。

この伝達式は、東日本大震災に際し、種々の困難を克服して、被災地域の復旧、被災住民の救助活動等を行い、地域住民の生活と社会基盤の安定に功績のあった307者に対し、国土交通大臣より感謝状を授与するものでした。

伝達式は、国土交通省 東北地方整備局、東北運輸局、関東地方整備局、関東運輸局及び東京航空局に分かれて行われ、（社）全国建設機械器具リース業協会は、関東地質調査業協会・建設産業専門団体関東地区連合会・（一社）全国測量設計業協会連合会関東地区協議会の3団体と共に関東地方整備局において伝達を受けたものです。受賞にあたり会員各社のご協力に感謝申し上げますと共に、この感激を会員の皆様と享受したいと存じます。



平成24年 4月吉日

会員各位

社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
流通委員長兼約款検討委員会委員長  
藤本 俊雄

## 「建設機械等レンタル基本約款」作成のご報告

拝啓

貴社ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は協会活動にご協力賜りまして誠に有り難うございます。

さて、このたび全国建設機械リース業協会流通委員会の約款検討委員会において、当協会のバイブルとなるべき「建設機械等レンタル基本約款」を編修作成いたしました。

約四半世紀前に作られた現レンタル基本契約書は、すでに時代錯誤の規定が多く有名無実のものとなっていた為、以前より改定のご要望が多く寄せられており、此のたびの運びとなった次第です。

改定に際しては、小職以外にアクティオ高野氏、ニッケン寅氏、西尾レントオール岩佐氏、カナモト日吉山・西田の両氏、アクト建機山下氏の各委員に加え、協会専務理事である江口氏と東京支部事務局長前田氏、計9名の方々のご協力を得て、約1年間英知を結集して参りました。

検討委員会は昨年3月2日に端緒につきましたが、その直後の3月11日に「東日本大震災」が勃発し、一旦中断をせざるを得ませんでした。しかしながら、東北各地において我々が保有するレンタル機が復旧作業で活躍する姿を見るにつけ、改定作業の進行を早めなければならないことを痛感し、4月20日に再開し顧問弁護士との3度に亘る打ち合わせを含む16回の会議を経て漸く完成したものです。

ご承知の通り、今回の震災は津波や福島原発事故、或いは首都圏における液状化現象という未曾有の災害を伴う大震災となりました。そして、この大震災は平穩に暮らしていた我々日本人に、災害に強く持続可能な街づくりと再生可能な代替エネルギーへの移行を、強烈にアピールしたのであります。

「コンクリートから人へ」という訳のわからないキャッチフレーズは最早死語になりつつあります。一刻も早い社会資本整備の必要性高まる中、防災や減災を目的とした新たな国造りに建設工事は欠かすことのできない国家事業であります。

今や機械を持たなくなった建設業者にとって代わって、我々建設機械レンタル業者が大きくクローズアップされつつあります。従って、全国の建設機械レンタル業者が一定のルールとシステムを社会に向けて発信することこそ、地位の向上に繋がって行くのです。

どうか「建設機械等レンタル基本約款」という珠玉のバイブルを、常にレンタルの最前線に掲げ大いに利用して頂く事を切に希望し、約款作成のご挨拶と致します。

敬具



**お知らせ**



# **建設機械等レンタル基本約款**

社団法人 全国建設機械器具リース業協会

目 次  
建設機械等レンタル基本約款

平成24年4月1日施行

- 第1条 (総則)
- 第2条 (個別契約)
- 第3条 (レンタル期間)
- 第4条 (レンタル料)
- 第5条 (基本管理料)
- 第6条 (補償料 (サポート料・サービス料))
- 第7条 (保証金)
- 第8条 (物件の引渡し、免責)
- 第9条 (物件の検収)
- 第10条 (担保責任)
- 第11条 (物件の保守・管理、月次点検)
- 第12条 (物件の検査)
- 第13条 (禁止事項)
- 第14条 (環境汚染物質下での使用禁止)
- 第15条 (通知義務)
- 第16条 (個別契約満了時の措置と物件の返還)
- 第17条 (物件についての損害補償)
- 第18条 (反社会的勢力等への対応)
- 第19条 (不返還となった場合の損害賠償及び措置)
- 第20条 (個人情報の利用目的)
- 第21条 (個人情報の登録及び利用の同意)
- 第22条 (保 険)
- 第23条 (契約の解除)
- 第24条 (契約解除の措置)
- 第25条 (中途解約)
- 第26条 (解約損害金)
- 第27条 (秘密の保持)
- 第28条 (連帯保証人)
- 第29条 (公正証書)
- 第30条 (専属的合意管轄)
- 第31条 (補則)

第1条 (総則)

1. 建設機械等レンタル基本約款 (以下「本約款」という。) は、賃借人を甲、貸借人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて動産賃貸借及びこれに基づくサービス (以下、

動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。) を提供する。

第2条 (個別契約)

1. 物件毎のレンタル契約 (以下「個別契約」という。) は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして申し込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は、貸出日 (レンタル開始日) から返却日 (レンタル終了日) までとする。
2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条 (レンタル料)

1. レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。また、甲は別途、物件に対する「基本管理料」及び「補償料」を乙に支払わねばならない。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
3. レンタル料は、物件の1日8時間以内の稼働を原則とする。  
この時間を超えて使用される場合は別途レンタル料が生じる。

第5条 (基本管理料)

甲は、物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を乙に支払う。

第6条 (補償料 (サポート料・サービス料))

1. レンタル期間中の物件が破損、盗難等の偶然の事故に遭遇した場合に備え、甲が本来負担すべき損害賠償責任を軽減するため、甲は別途定める補償料を乙に支払う。これにより、甲が支払う一定額の負担金をもって乙は請求権を放棄する。
2. 前項の場合において、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害及び甲の故意又は重大な過失等の場合は、この限りではない。

#### 第7条 (保証金)

1. 乙は、本約款に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対し保証金を要求することができる。甲は、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を乙に預託する。この保証金に利息は付さない。
2. 乙は、甲に第23条1項各号の一つに該当する事由が生じたときは、保証金ををもってレンタル料を含む甲の乙に対するすべての債務の弁済に充当できる。

#### 第8条 (物件の引渡し、免責)

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は借り受けた物件について物件借受書を乙に交付する。
2. 乙は、レンタル期間の開始日に甲に物件を引き渡さなければならない。
3. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
4. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
5. 乙は、物件の引渡しのため、甲の現場内に立ち入る際は甲の指示に従う。
6. 物件の搬出入・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
7. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡しが不能となった場合、その責を負わない。

#### 第9条 (物件の検収)

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する出荷案内状又は納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容及び物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
2. 甲は、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合、直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

#### 第10条 (担保責任)

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、引渡し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害（工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、滅失利益、機会損失等）については、乙はその責を負わない。

#### 第11条 (物件の保守・管理、月次点検)

1. 甲は、物件の引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、物件の使用前には、必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
3. 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4. 月次点検及び自主点検などを必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
5. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者

に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

#### 第12条（物件の検査）

乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

#### 第13条（禁止事項）

1. 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
  - (1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
  - (2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
  - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
  - (4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
  - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
  - (6) 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
  - (7) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと

#### 第14条（環境汚染物質下での使用禁止）

1. 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下汚染物質等）という。）の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三

者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

#### 第15条（通知義務）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
  - (1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
  - (2) 住所を移転したとき
  - (3) 代表者を変更したとき
  - (4) 事業の内容に重要な変更があったとき
  - (5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的・事実に侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面で乙に通知する。

#### 第16条（個別契約満了時の措置と物件の返還）

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書を交付する。
2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用（修理費、清掃費等）を乙に支払う。

#### 第17条（物件についての損害補償）

1. 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、甲は本約款に定める義務を免れない。
2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復す

- る見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相応した補償金を乙に支払う。

#### 第18条（反社会的勢力等への対応）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び解除をすることができる。

- (1) 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
- (2) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
- (3) 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき

#### 第19条（不返還となった場合の損害賠償及び措置）

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、個別契約満了又は第23条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、社団法人全国建設機械器具リース業協会に報告し、不返還者リストに登録すると共に、必要な法的措置をとる。

#### 第20条（個人情報の利用目的）

1. 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
  - (1) 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため
  - (2) 物件が不返還になった場合に、前条第2項の措置を行うため
2. 前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

#### 第21条（個人情報の登録及び利用の同意）

1. 甲又は甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、社団法人全国建設機械器具リース業協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。

- (1) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
  - (2) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
  - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
  - (4) 物件の不返還があったとき
  - (5) レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき
2. 前項の情報は、社団法人全国建設機械器具リース業協会に加入する会員であるレンタル業者によって契約締結の際の審査のために利用される。

#### 第22条（保険）

1. 乙は自動車登録番号標付き車両については、自賠責保険及び自動車保険（対人・対物・搭乗者）に、その他の物件に関しては賠償責任保険に加入する。
2. 前項の保険においては、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、甲の故意又は重大な過失その他の各保険契約に関する保険約款の免責条項に定める事由に起因する損害は填補されない。
3. 甲は、保険事故が発生したときは、事故の大小に関わらず、法令上の処置をとると共に直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従って必要な一切の書類を速やかに乙に提出する。

#### 第23条（契約の解除）

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができる。
  - (1) 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
  - (2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
  - (3) 自ら振出し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
  - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の

- 処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手續開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
- (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
  - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
  - (7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
  - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為又は公序良俗に違反する行為等）があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
  3. 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

#### 第24条（契約解除の措置）

1. 甲は、前条により乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所に返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。
3. 返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
7. 契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

#### 第25条（中途解約）

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。

ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認めた場合はこの限りではない。

2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第16条の規定に基づく手続を履行する。

#### 第26条（解約損害金）

第23条及び第25条により、物件が返還された場合は、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえ損害金を定める。

#### 第27条（秘密の保持）

甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

#### 第28条（連帯保証人）

甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

#### 第29条（公正証書）

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

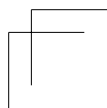
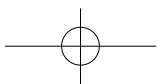
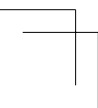
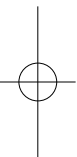
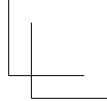
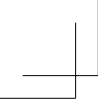
#### 第30条（専属的合意管轄）

レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判籍とする。

#### 第31条（補則）

本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。





御中

会社名

印

(実印)

当社は「建設機械等レンタル基本約款」の交付を受け、裏面記載の「個人情報の取り扱いに関する同意書」を  
合わせ承諾の上、貴社との取引の円滑化のため以下の情報を登録いたします。

お客様登録カード (全国建設機械器具リース業協会専用)

フリガナ 会社名			
所在地住所	〒 - TEL ( ) FAX ( )		
本社住所 <small>※所在地と同じであれば記入不要</small>	〒 - TEL ( ) FAX ( )		
フリガナ 代表者名	フリガナ 担当者名	Eメール:	
代表者住所	〒 - TEL ( ) FAX ( )		
設立年月日	M・T・S・H 年 月 日		
資本金	万円	従業員	名
前期売上高	万円	前々期売上高	万円
前期利益	万円	前々期利益	万円
建設業登録許可番号	大臣・( ) 知事 特定・一般 ( ) 号		
主要業種	・建築 ・土木 ・管工事 ・基礎 ・解体 ・産業廃棄物 ・造園 ・運送 ・農業 ・リース ・レンタル ・イベント ・その他 ( )		
主要取引銀行	銀行 支店 ( 当座 普通 )		
取引条件	無		
	支払い条件基準額	基準額関係なく	現金 % 振込 % 手形 %
		以上	現金 % 振込 % 手形 %
	有	支払条件基準額	現金 % 振込 % 手形 %
	円 未満	現金 % 振込 %	
	締切日 ( ) 日	支払日 ( 当月・翌月・翌々月 ) 日	
	必着日 ( ) 日	指定請求書 ( 有 ・ 無 )	
	請求書送付先 ( ・所在地・本社・現場 ) (左記以外: )		
手形内訳	サイト ( 振出日より ) _____日 支払方法 : ( 集金のみ・郵送可 )		
	種別 : ( 自振・裏書 ) 端数扱い : ( 無・有 [現金払扱 ( 円未満)] )		
主要仕入先			
主要販売先			

ご記入有り難うございました。弊社にて審査後、お取引開始のご連絡をさせていただきます。

## 個人情報の取り扱いに関する同意確認書

私は、建設機械器具等のレンタルを受けるに当たって、個人情報の取り扱いに関する下記の各同意事項を承諾の上、同意します。

1. 私は、(1)～(5)に該当する場合、下記の個人情報が、貴社の加盟する社団法人全国建設機械器具リース業協会（以下、「協会」という）に7年間登録され、協会及び協会の会員によって締結契約の際の与信取引上の判断（支払い能力の調査をいう）のために利用されることに同意します。

### (該当項目)

- (1) 物件（レンタル物件）使用に関し、私もしくは私の指定する者の違反行為により、その結果貴社に行政処分が課せられたとき
- (2) 物件使用に関し、私又は私の指定する者が度重なる行政処分を受けたとき
- (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと貴社が認識したとき
- (4) 物件の不返還があったとき
- (5) レンタル料金の不払い及び支払い遅延があったとき

### (個人情報)

お客様登録カードに記載の情報

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、協会による加盟会員に対する規則遵守の状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、協会及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。なお、協会に登録されている情報の開示は、協会会員各社で行います。
3. 前2項に規定する協会、加盟会員は次の通りです。加盟会員については、協会のホームページに掲載されています。

## 国土交通大臣表彰受章

(副会長 北野一雄、前常任理事 榊原 章)

2012(平成24)年7月10日 今年度の建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰の表彰式が国土交通省10階大共用会議室で行われ、当協会の北野一雄副会長と榊原 章前常任理事の2名が「多年にわたり建設機械事業の振興に尽力し公共の福祉の増進に多大の貢献をした」ことにより受賞されました。

2012年の建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰は10部門218名及び3団体が受賞しました。当日は羽田雄一郎国土交通大臣が国会出席のため、奥田 建副大臣より賞状が伝達されました。

建設事業関係功労 218名				
部門別内訳	収用委員会等委員	15名	都市計画事業関係	20名
	建設業関係	80名	河川事業関係	4名
	不動産業関係	31名	道路事業関係	3名
	測量事業等関係	11名	住宅・建築事業関係	33名
	建設機械関係	4名	建設行政関係	17名
	優良団体	3団体		
	砂防フロンティア整備推進機構			
	福井県管工事業協同組合連合会			
	福岡県建設業協同組合			



受賞後、法人所管課である、総合政策局公共事業企画調整課を訪問し、安藤課長に受賞の感謝を述べると共に、協会改革に努力していることを述べ、業界の地位の向上に所管課としても協力を賜るよう要請しました。安藤課長からは、国の施策及び策定に引き続き協会として協力して欲しいとの要望が有りました。



## 関東地方整備局との意見交換会

関東地方整備局と当協会関東ブロックとの意見交換会が下記記載の通り開催されました。

### 記

日 時：平成24年 8月28日（火）13時45分～16時  
場 所：九段第3合同庁舎15階ABC会議室

出席者：

関東地方整備局

企画部	両角 和嘉	機械施工管理官
施工企画課	稲垣 孝	課 長
	二瓶 正康	建設専門官
	小櫃 基住	建設専門官
	大根田英司	施工係長
	坂本 鋼三	技術評価係長
	小川 拓人	技官

(社) 全国建設機械器具リース業協会

協会本部	角口 賀敏	会 長
	藤本 俊雄	副会長（東日本担当・流通委員長）
	江口 浩市	専務理事
関東ブロック	鬼丸 卓哉	東京支部長
	中川 秀敏	群馬支部長
	原 茂	長野支部長
	今関 政美	広域代表（(株) アクティオ）
	日吉山 猛	広域代表（(株) カナモト）
	笹原 久之	広域代表（(株) カナモト）
	小田 和功	広域代表（ユナイト（株））
	北山 孝	広域代表（西尾レントオール（株））
	寅 太郎	広域代表（(株) レンタルのニッケン）
	前田 秀雄	東京支部事務局長

## 議 事 次 第

1. 挨拶  
    稲垣 施工企画課長  
    角口 協会会長
2. 自己紹介
3. 協会概要及び流通アンケート説明
4. 議 事
  - 1) 新技術活用促進について
  - 2) 情報化施工について
  - 3) 機械技術フォーラムの開催案内
5. 意見交換
6. その他

### 【挨拶】

(稲垣課長挨拶要旨)

来年度より一般化する情報化施工に関し出来るもの、出来ないものを含め幅広く意見交換したい。

(角口会長挨拶要旨)

継続的な意見交換の場の設定と災害対応に役立つ関係の構築を強化し、建設業界のレンタル依存度が60%を超えている現状がある中、これまで国交省との関わりが薄かったので、今後行政との連携を促進していきたい。

### 【議事内容】

1. 新技術活用促進について 大根田施工係長説明  
    新技術活用促進は、①公共工事のコスト縮減、品質、安全の確保、環境の保全等 ②技術力に優れた企業が伸びる環境づくり ③民間分野での新技術開発に向けた取り組みの促進のための施策として実施している。  
    新技術活用システムという制度の中に、NETISという新技術データベースがある。  
    新技術を活用するケースとしては、施工者提案形 86% 発注者形 13% となっている。等制度の仕組みを踏まえた説明があった。
2. 情報化施工の普及促進について 坂本技術評価係長  
    トータルステーションによる出来形管理技術及びマシンコントロール（モータグレード）技術の平成25年度一般化に向けた普及促進について及び今後の検討事項として①面的管理手法、②3次元設計データを活用した出来形管理の効率化、③「締め固め回数管理データ」を用いた施工出来形・出来高確認への適用性等について説明があった。

### 3. 機械技術フォーラムの開催について 大根田施工係長

関東地方整備局が主催する「平成24年度 建設技術フォーラム」の開催について、説明があった。

開催日：平成24年11月 8日～9日（2日間）

会場：さいたま新都心合同庁舎1号館1階・2階

費用：無料（事前登録が必要）

内容：8日 10時30分～17時

建設技術発表 ポスターセッション・パネル展示

- ・地震に備える技術
- ・震災復旧、復興に資する技術
- ・情報化施工技術

10時35分～12時

基調講演 大木聖子 東京大学地震研究所助教

演題 「東日本大震災と今後の首都圏」

9日 10時30分～16時

建設技術発表 ポスターセッション・パネル展示

- ・地震に備える技術
- ・震災復旧、復興に資する技術
- ・情報化施工技術

技術講演 藤野健一（独）土木研究所

技術推進本部主席研究員

演題 「建設ロボットの夢と現実」

～東日本大震災から得たもの～

### 4. 意見交換

- ・平成25年は、一般化推進技術として使用原則化で①TSの出来形管理は10,000m<sup>3</sup>以上②MCグレーダは一層当たり5,000m<sup>3</sup>（施工条件を確認して実施）を発注者指定で行いたい。また、施工者希望の場合は該当しない。
- ・活用促進を図るため施工において活用する技術として①MC/MGブルドーザ及び②MGバックホウを追加した。
- ・レンタル業に関する融資制度については追って詳細を連絡する。
- ・海外における情報化施工に比べ、日本の技術は最先端であるが、幅広く活用されていないこと、一方海外では既に道具として幅広く活用されている。道路系は日本でもどんどん使われ出している。
- ・メーカーは海外輸出用に機器を取り付けられる仕様で生産している。
- ・グレーダを持っているレンタル業は極めて少ない。しかし、レンタル率より保有率が高いため、また、NEXCOのように長い距離ではグレーダの使用になるため対象となっているのではないか。今後は、ローラが増えてくるのではないか。



- ・今年から自治体に対する情報化施工の積極的な利用についての展開を図っていききたい。
- ・情報化施工により得られたデータ等を面的管理に用いることを検討している。
- ・昨年関東管内でモータグレーダ活用事例の実績がなかったのは、現場条件が一致しないことや関東近辺での大規模工事が減少していること。一方、北海道、東北の被災地等では情報化施工の工事件数が多くなっている。
- ・レンタル業は新技術活用について、どの様に貢献できるのか、施工者と共同して提案するべきか。

新技術としては、既にシステムのソフトをNETISに登録して差別化を図っているレンタル業者がある。施工者と一緒になって共同で提案する方式もある。

- ・情報化施工対応建機が高額であることは、積算基準の歩掛で考慮されており、歩掛は公表されている。現在の歩掛調査やそれに伴う見直し作業を実施中である。
- ・発注者のレンタル機の発注単価は、見積もり調査によって見直しを図っているが工事落札率の影響がある。
- ・建設機械に付加価値を付けることによって単価UPの努力が必要
- ・中古の再販価格を考慮してレンタル価格を決めていた。四次規制を見据えて考えていく必要がある。
- ・平成25年度から実施される情報化施工の一般化及び使用原則の定義については全地方整備局において統一されているが、MC/MGブルドーザとMGバックホウは関東独自のもの。
- ・情報化施工の勉強会及び現場見学会について協会合同で実施することを検討する。
- ・入ってくる土の条件により、締固め回数管理での提案もあってよい
- ・今後、新技術（NETIS）は、総合評価をするときに評価項目として選択制になる。
- ・来年度から一部の情報化施工技術を一般化する予定である。実施段階で指針を示す予定。
- ・2月にもう一度意見交換会を開いて、情報提供する。
- ・メーカーで生産中止の建設機械等については本省に情報を上げる。
- ・（一社）日本建設機械施工協会と災害時におけるメンテナンスに係る協定を締結する予定であるが、リース業協会とも同様な協定締結について検討を進めていきたい。
- ・協会主催のイベント行事については、群馬建機展に対する整備局後援の実績があるので、今後とも同様に支援していく。
- ・他の地整との意見交換会の実施は、関東地整での実績を活用し促進する。
- ・T4の実施時期等に関する情報や一般化に向けた指針の方向性を提供する。

上記について意見交換し、16時に終了した。



稲垣 国土交通省関東地方整備局企画部施工企画課長挨拶



角口 (社) 全国建設機械器具リース業協会会長挨拶



会議風景

## 群馬支部主催『建機展』を開催

2012（平成24）年6月16日～17日の2日間、当協会群馬支部主催の『建機展』が開催されました。初日が低気圧による雨日よりのスタートでしたが、2日間の集客目標であった1,500人を上回る2,000人弱の方々にご来場いただき、建設機械等にふれあっていただくことが出来ました。



中川秀敏 群馬支部長 挨拶



角口賀敏 会長 来賓挨拶



有馬康二（住友建機販売株）  
賛助会代表挨拶



神妙な面持ちの関係者

出展企業36社のご協力のもと、盛大に開催され、地元紙である上毛新聞の地域総合欄にも掲載されました。また、今回の建機展は、当協会として初めて国土交通省関東地方整備局の後援名義をいただいていた開催でした。

## 出 展 企 業

コーエイ (株)	古河ロックドリル (株)	(株) 丸順重工
(株) ニッパンレンタル	やまびこ産業機械 (株)	和光機械工業 (株)
ミサトリース (株)	(株) タダノ	三陽サービス (株)
(株) 北沢建機	関東鉄工 (株)	原田物産 (株)
(株) レンタルのニッケン	(株) ワキタ	(株) 関西工具製作所
レントリー新潟 (株)	(株) 鶴見製作所	MB Japan (株)
(株) アクティオ	(株) 明和製作所	平戸金属工業 (株)
(株) ユニテック	デンヨー (株)	(株) コンセック
(株) 電動舎	住友建機 (株)	(株) フジ医療器
東日本コベルコ建機 (株)	オカダアイヨン (株)	(株) ホーシン
北越工業 (株)	日本ニューマチック建機 (株)	(株) モトユキ
三笠産業 (株)	栗田鑿岩機 (株)	ユアサ商事 (株)

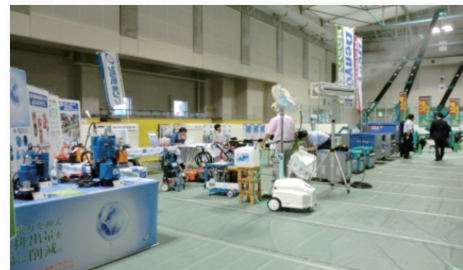
計36社 (順不同)



雨の中対応に忙しい関係者



子どもの遊具も整えました



## 新ホームページ 開設

協会ホームページが平成24年4月16日より、新しくなりました！

会員企業、賛助会員企業の皆様、また、ホームページをご覧いただくすべての皆様に最新情報をより早く、分かりやすく発信するために協会ホームページを全面リニューアルいたしました。今後もさらに内容の充実を図ってまいりますので、何卒ホームページをご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

URL <http://www.zenken.org/>



## 協会役員名簿

### 理 事

役職	氏 名	会 社 名
会 長	角口 賀敏	(株) キ ナ ン
副会長	藤本 俊雄	(株) ビ ー ・ ト ラ イ
”	北野 一雄	北 野 建 機 (株)
”	小沼 直人	(株) ア ク テ ィ オ
専務理事	江口 浩市	(社)全国建設機械器具リース業協会
常任理事	伊藤 豊	(株) 大 鐵
”	気田 福俊	青 森 リ ー ス (株)
”	鬼丸 卓哉	(株) 城 南 建 材 社
”	瀧 哲也	瀧 富 工 業 (株)
”	高野 泰行	(株) 高 野 工 会
”	姫野 康通	(株) 日 商 機 械
”	宇都宮昭憲	長 浜 産 業 (株)
”	仲田 優晴	喜 多 機 械 産 業 (株)
”	中野 登	(株) ナ カ ノ
”	佐久本嘉幸	(株) 佐 久 本 工 機
理 事	佐々木和安	北 海 産 業 (株)
”	菅野 浩昭	東 北 リ ー ス (株)
”	北條 光一	(株) 北 條 モ ー タ ー ス
”	風間 英夫	(有) 常 盤 工 業
”	原 茂	(株) 原 鉄
”	松岡 賢	マ ツ オ カ 建 機 (株)
”	石橋久仁夫	高 石 機 械 産 業 (株)
”	中村 栄一	(株) ソ ク ト
”	金本 哲男	(株) カ ナ モ ト
”	木下 誠司	太 陽 建 機 レ ン タ ル (株)
”	辻村 敏夫	西 尾 レ ン ト オ ー ル (株)
”	寅 太郎	(株) レ ン タ ル の ニ ッ ケ ン
”	見波 潔	(一社) 日本建設機械施工協会
”	川嶋 俊夫	(一社) 日本建設機械工業会
”	七山 聖學	キ ャ タ ピ ラ ー ジ ャ パ ン (株)
”	崎本 孝幸	コ ベ ル コ 建 機 (株)
”	須藤 則行	(株) 小 松 製 作 所
”	有馬 康二	住 友 建 機 販 売 (株)
”	櫻井 俊和	日 立 建 機 日 本 (株)

### 監 事

役職	氏 名	会 社 名
監 事	清水 一弘	(株) ワ キ タ
”	金子真紀子	金 子 機 械 (株)
”	加藤 義久	日 本 み ら い 会 計 事 務 所

### 相談役

役職	氏 名	会 社 名
相談役	荒井 敏彦	(株) 共 英

### 参 与

役職	氏 名	会 社 名
参 与	三浦 正義	(株) 秋 田 中 央 機 工
”	高橋 悦見	(株) セ ン ト ラ ル
”	小野寺啓一	(株) 高 千 穂
”	三留 博	(株) 南 栄 通 商
”	酒井 安治	大 洋 電 機 (有)
”	中川 秀敏	レ ン ト リ ー 新 潟 (株)
”	田島 潤一	(株) レ ン ト
”	吉川 喜彦	大 喜 産 業 (株)
”	末田 芳晴	湊 川 産 業 (株)
”	中田 裕雄	(株) ク ボ タ
”	辻本 治	(株) 鶴 見 製 作 所
”	久保山英明	デ ン ヨ ー (株)
”	京極 勝一	ヤ ン マ ー 建 機 (株)
”	鈴木 道広	ユ ア サ 商 事 (株)
”	長谷川 完	(株) 損 害 保 険 ジ ャ パ ン

# 平成23年度 事業報告

## 〈I〉 総会・理事会

### 【1】第92回理事会（常任理事会と合同）

日時 平成23年5月25日（水）13：00～14：30  
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

- (1) 理事会成立報告 小林専務理事  
出席者 理事30名中22名、監事3名中3名、参与13名中13名、合計38名は、定款第40条の定足数を満たしており理事会の成立を報告した。
  - (2) 会長挨拶 角口会長
  - (3) 議長は定款第39条の規定により、角口会長が就任し議事を進行した。  
議事録署名人の指名  
北野一雄副会長、鬼丸卓哉常任理事が指名された。
  - (4) 決議事項
    - ① 第38回定期総会議案書について
      - ・平成22年度事業報告承認の件
      - ・平成22年度収支決算報告書承認の件
      - ・会計監査報告 寅 監事
      - ・辞任に伴う役員改選の件
      - ・平成23年度事業計画（案）に関する件
      - ・平成23年度収支予算（案）に関する件
    - ② 従たる事務所の新たな登記について 北陸支部  
従たる事務所の登記抹消 富山支部、石川支部、福井支部
    - ③ 東日本大震災に伴う被災地域の平成23年度上期会費免除の件  
青森支部、岩手支部、宮城支部、福島支部
  - (5) 報告事項
    - ① 平成22年度入退会者について  
入会14社・退会31社が承認された。
    - ② 平成23年度年間事業スケジュールについて
    - ③ 委員会報告
    - ④ 全建リース総合賠償制度加入状況及び(有)ゼンケン決算について
- 閉会の辞 北野副会長

### 【2】第38回定期総会

日時 平成23年5月25日（水）14：30～15：10  
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

- (1) 総会成立報告 小林専務理事  
正会員数978社、出席者557名、うち委任状提出520社は、定款第25条の定足数を満たしており総会成立を報告した。
- (2) 開会の辞 北野副会長
- (3) 会長挨拶 角口会長
- (4) 議長選任  
議長には定款第24条に基づき、藤本俊雄副会長が選任された。
  - ① 議長挨拶
  - ② 議事録署名人の指名  
北野一雄副会長、鬼丸卓哉常任理事が指名された。
- (5) 議事  
議1号議案 平成22年度事業報告承認の件  
議2号議案 平成22年度収支決算報告書承認の件  
会計監査報告 寅 監事  
議3号議案 辞任に伴う役員改選の件  
議4号議案 平成23年度事業計画（案）に関する件  
議5号議案 平成23年度収支予算（案）に関する件  
審議後、議長が採決を求めたところ、全員異議なく承認可決された。  
議事が終了したので議長は審議のご協力を謝し、議長職解任を告げ、第38回定期総会を終了した。
- (6) 閉会の辞 北野副会長  
定期総会は15：10に滞りなく終了した。

### 【3】第93回理事会（常任理事会と合同）

日時 平成23年10月18日（火）15：30～17：00  
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃西の間

- (1) 理事会成立報告 江口専務理事

出席者 理事30名中25名、監事3名中3名、参与14名中11名、合計39名は定款第40条の定足数を満たしており理事会の成立を報告した。

- (2) 開会の辞 北野副会長
- (3) 会長挨拶 角口会長  
議長は定款第39条の規定により、角口会長が就任した。
- (4) 議事録署名人の指名  
小沼直人副会長、鬼丸卓哉常任理事が指名された。
- (5) 決議事項
  - ① 一般社団法人（非営利徹底型）への移行申請について
  - ② 定款変更方針について
  - ③ 平成24年度暫定予算執行について
  - ④ 新委員会構成について  
協会事業の充実を図るため、次の3委員会の設置する運びとなった。
    - ・企画広報委員会（委員長：小沼副会長）
    - ・流通委員会（委員長：藤本副会長）
    - ・教育研修委員会（委員長：北野副会長）
- (6) 報告事項
  - ① 委員会報告
  - ② 建設機械等レンタル約款について
  - ③ 管理者教育講習会実施状況について
  - ④ 建設機械整備技能検定試験事前講習会実施状況について
  - ⑤ 全建リース総合賠償制度加入状況について
  - ⑦ 業種区分の見直しについて
- (8) 閉会の辞 小沼副会長

#### 【4】臨時理事会（常任理事会と合同）

日時 平成24年1月7日（土）11：00～12：00  
場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 瑠璃東の間

- (1) 理事会成立報告 江口専務理事  
出席者 理事30名中26名、監事3名中3名、相談役1名中1名、参与14名中14名、合計41名は定款第40条の定足数を満たしており理事会の成立を報告した。
- (2) 開会の辞 藤本副会長
- (3) 会長挨拶 角口会長  
議長は定款第39条の規定により、角口会長が就任した。

- (4) 議事録署名人の指名  
藤本副会長、小沼副会長が指名された。
- (5) 決議事項
  - ① 定款変更（案）について
  - ② 支部規程（案）について
  - ③ 公益目的事業支出計画について
  - ④ 建設機械等レンタル約款（案）について
- (6) 報告事項
  - ① 業種区分について
  - ② 平成24年度税制改正について
  - ③ 下請債権保全支援事業について
  - ④ 東日本大震災における業界団体会員の活動実態調査について
- (7) 閉会の辞 小沼副会長

#### 【5】臨時常任理事会

日時 平成24年2月22日（水）13：00～17：00  
場所 山東ビル10階 会議室

- (1) 決議事項
  - ・新定款・支部規程について
- (2) 検討事項
  - ・会員会費について
  - ・役員構成について
  - ・教育事業について
  - ・建設機械関連専門見本市参加について
- (3) 報告事項
  - ・流通アンケートについて

#### 【6】常任理事会（支部長合同会議と合同）

日時 平成24年3月14日（水）10：30～14：00  
（常任理事会）  
14：00～17：00（支部長合同会議）

- 場所 山の上ホテル2階 つばきの間
- (1) 決議事項
    - ① 平成23年度決算見込みについて
    - ② 平成24年度予算（案）について
  - (2) 検討事項
    - ① 会員会費について
    - ② 役員構成について
  - (3) その他
    - ・新公益法人について
    - ・建設機械等レンタル約款について
    - ・教育事業について
    - ・意見交換



## 〈Ⅱ〉平成23年度委員会開催等

### 【1】通常委員会等

- (1) 会長・副会長会議（7/6、9/8、10/18、12/2、1/24、2/14）
  - ① 東日本大震災への救援活動について
  - ② 協会運営について（本部・支部）
  - ③ 公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行申請について
  - ④ 建設機械等レンタル基本約款について
  - ⑤ ホームページの見直しについて
  - ⑥ 会費体系について
  - ⑦ 役員構成について
  - ⑧ 新委員会（案）構成について  
協会事業の充実を図るため、次の3委員会の設置（案）を上程する。
    - ・企画広報委員会
    - ・流通委員会
    - ・教育研修委員会
  - ⑨ 賀詞交歓会・講演会について
  - ⑩ 事務局体制について
  - ⑪ 日本経済新聞の広告企画について
  - ⑫ 全国若手経営者との意見交換会について
  - ⑬ 教育事業について
  - ⑭ ERA・ARAへの出席について
- (2) 流通委員会・基本約款検討委員会（4/20、5/17、6/15、7/7、8/4、8/22、10/6、11/2、11/30、12/13、2/16）
  - ・流通懇談会（4/13、7/5、9/8）
- (3) 支部長会議（4/14、3/14）
  - ① 東日本大震災への緊急支援策の報告について
  - ② 平成23年度決算見込み（案）、平成24年度予算（案）について
  - ③ 会員会費について
  - ④ 役員構成について
  - ⑤ 流通アンケートについて
  - ⑥ 基本管理料について
  - ⑦ Bauma CHINA、Bauma 2013 in München 国際見本市視察について
  - ⑧ その他
    - ・新公益法人について
    - ・建設機械等レンタル約款について
    - ・教育事業について
    - ・意見交換

### 【2】特別委員会

可搬形発電機整備技術者専門委員会（委員長：風間理事）

- （8/4、10/13、2/3、2/24）
- ① 平成23年度可搬形発電機整備技術者試験及び更新講習実施結果について
  - ② 平成24年度講習会スケジュールについて
  - ③ 可搬講習以外の、公益事業に関する講習等について
  - ④ 一般社団法人移行申請に伴う、「公益目的支出計画」に基づき実施する事業（案）について
  - ⑤ 平成24年度講習会テキスト改訂（新規・更新）について
  - ⑥ 平成24年度新規講習会案内、更新講習会案内について
  - ⑦ 平成24年度更新講習受講者数について
  - ⑧ 定期点検済証票・点検記録表頒布状況について
  - ⑨ 平成23年度決算（案）・平成24年度予算（案）について
  - ⑩ 平成24年度可搬形発電機整備技術者認定試験問題について
  - ⑪ その他

### 【3】建設機械器具レンタル業管理者教育講習会

### 【4】労働安全衛生法に基づく安全衛生特別教育

### 【5】建設機械整備技能士検定事前講習会

### 【6】若手経営者との懇談会（3/15）

### 【7】可搬形発電機整備技術者に対する資格更新講習会実施結果

### 【8】可搬形発電機整備技術者資格試験

受験者数 338名、合格者316名

### 【9】可搬形発電機整備技術者に対する資格更新講習会

受講者数 443名

### 【10】友好団体懇談会

○中小企業近代化促進団体協議会

### 【11】陳情

○平成24年度国土交通省関係税制にあたり、税制調査会並びに税制関係議員に要望書の提出を行った。

## 正味財産増減計算書（合計表）

自 2011年4月1日 至 2012年3月31日

（単位：円）

勘定科目	当年度	前年度（参考）	増減
〔正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取会費】			
正会員受取会費	31,428,000	35,736,000	-4,308,000
賛助会員受取会費	145,831,961	144,267,719	1,564,242
【事業収益】			
事業収益	52,047,298	65,067,456	-13,020,158
【雑収益】			
受取利息	42,525	160,530	-118,005
雑収益	12,312,214	665,530	11,646,684
経常収益計	241,661,998	245,897,235	-4,235,237
〔経常費用〕			
【事業費】			
役員報酬費	15,543,720	0	15,543,720
職員給料費	42,418,339	38,729,996	3,688,343
広告宣伝費	2,673,305	2,580,157	93,148
電話費	2,515,623	2,323,167	192,456
法定福利費	5,616,049	3,258,200	2,357,849
福利厚生費	177,899	132,201	45,698
交際費	622,692	223,800	398,892
旅費交通費	12,661,676	19,590,239	-6,928,563
通信運搬費	3,892,974	3,511,780	381,194
印刷製本費	7,389,100	6,921,729	467,371
光熱水料費	1,591,983	1,598,913	-6,930
賃借料	20,816,659	20,173,558	643,101
保険料	774,802	787,060	-12,258
諸謝金	216,000	974,080	-758,080
租税公課	2,955,630	2,859,616	96,014
会報作成費	4,126,621	3,900,350	226,271
名簿作成費	1,732	2,528,190	-2,526,458
事務用品費	2,241,042	2,876,492	-635,450
支払手数料	990,981	889,469	101,512
ステッカー作成費	1,693,230	1,693,440	-210
定期点検記録表作成費	220,500	199,080	21,420
通勤費	2,733,700	2,083,060	650,640
支払寄付金	1,450,000	200,000	1,250,000
雑費	1,726,588	2,413,638	-687,050
委員会費	36,269,376	23,062,909	13,206,467
調査研究費	14,146,333	400,820	13,745,513
事務処理費	8,686,580	7,337,680	1,348,900
会場費	2,979,700	3,124,773	-145,073
教育事業費	12,080,967	18,835,555	-6,754,588
教育事業補助費	13,095,277	7,928,836	5,166,441
その他事業費	30,096,000	33,868,187	-3,772,187

勘定科目	当年度	前年度(参考)	増減
<b>【管理費】</b>			
役員報酬費	1,720,050	17,073,880	-15,353,830
職員給料費	508,739	1,685,515	-1,176,776
退職給付費	3,537,484	0	3,537,484
退職掛金費	420,000	420,000	0
法定福利費	392,022	2,831,758	-2,439,736
福利厚生費	6,824	44,100	-37,276
役員通勤費	366,800	336,540	30,260
接待交際費	182,070	100,000	82,070
委員会費	2,487,669	2,480,850	6,819
理事会費	435,017	8,921,298	-8,486,281
総会費	339,625	2,540,513	-2,200,888
諸会費	320,500	875,857	-555,357
旅費交通費	6,292,795	4,109,616	2,183,179
通信運搬費	243,154	530,835	-287,681
減価償却費	15,900	63,600	-47,700
事務用品費	31,500	112,466	-80,966
印刷製本費	648,866	586,022	62,844
光熱水料費	65,970	111,723	-45,753
賃借料	687,960	1,384,800	-696,840
諸謝金	1,522,785	1,964,354	-441,569
租税公課	125,250	0	125,250
支払手数料	17,640	67,690	-50,050
電話費	58,588	125,204	-66,616
経常費用計	272,831,836	261,373,596	11,458,240
当期経常増減額	-31,169,838	-15,476,361	-15,693,477
当期正味財産増減額	-31,169,838	-15,476,361	-15,693,477
正味財産期首残高	132,538,091	148,014,452	-15,476,361
正味財産期末残高	101,368,253	132,538,091	-31,169,838

◎平成23年度より、新新公益法人会計基準に基づき、正味財産期首・期末残高は「共通」に計上。

※下記の科目については、新新公益法人会計基準により各事業に配賦。

役員報酬費・職員給料費・印刷製本費・事務用品費・電話費・福利厚生費  
法定福利費・光熱水料費・賃借料・租税公課

# 平成24年度 事業計画 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

## \*重点項目

- 新法人化に向けた新たな組織運営基盤の確立・強化、定款等諸規則・諸規程の改定
- 関係省庁（国土交通省・経済産業省等）への要望・陳情、連携・協力
- 社会資本整備に貢献し、建設機械レンタル業界の社会的地位の向上を目指す
- 建設機械等レンタル基本約款の普及・啓発
- 災害等広域活動に関する協定の締結、災害支援活動
- 会員情報の収集強化と情報発信
- 協会認定の資格検定等教育事業の展開・充実
- 行政・民間へレンタル資材、機材、機械の入札参加
- 会員共益事業の強化・発展
  - ・保険制度の充実
  - ・会員職員の福利厚生の実施（基金加入促進）等

## 1. 事業活動

### 一般事業

- 新法人化に向けた新たな組織運営基盤の確立・強化、定款等諸規則・諸規程の改定、現法人での任期満了（任期2年）に伴う役員改選を行い、加えて、新法人移行後の役員の選任をする（停止条件付決議）〈平成24年5月29日（火）第39回定期総会において〉
- 関係省庁（国土交通省・経済産業省等）への要望・陳情、協力・連携
- 友好団体との協調・連携等
- 会員福利厚生事業等の推進
- 全建リース総合賠償制度の普及促進
- 環境問題への対策
- 災害等広域活動に関する協定の締結、災害支援活動等を行う
- 「信頼されるレンタル業界を目指して」の活動を引き続き行う

- 各支部において、それぞれの地域の特色を活かした活動を行う
  - 各種委員会活動の活性化  
（新規事業企画・広報、各種教育事業、流通問題への取り組み強化）
  - その他
    - ・海外視察・国際交流
- BAUMA CHINA（中国・上海）への参加

会議名	期日（予定）	開催地
第39回定期総会	平成24年5月29日（火）	東京
会長・副会長会議	必要に応じて適宜開催予定	東京
常任理事会	通常年2回開催予定	東京
理事会	通常年2回開催予定	東京
支部長会議	必要に応じて適宜開催予定	東京
各種委員会 （詳細については2.各種委員会活動等に関する事項を参照）	必要に応じて適宜開催予定	東京

- 協会運営を着実かつ円滑に遂行するため、次の会議を開催する予定である。

## 2. 各種委員会活動等に関する事項

### \*新規事業企画・広報関係

- 企画広報委員会  
新規事業企画・運営に関する検討、広報を主な活動とし、会報誌（かいほうNo.69）の編集・発行、当協会ホームページの管理・運用、会員および国民への情報公開・情報伝達のための活動等を行う

### \*教育事業関係

- 教育研修委員会
  - (1) 建設機械およびレンタルに関わるさまざまな教育事業の企画・運営を行う

- ・可搬形発電機整備技術者養成講習会・試験の企画・運営

※可搬形発電機整備技術者専門部会（委員会内部会）〈年3回開催を予定〉

- ・可搬形発電機整備技術に関する講習会、可搬形発電機整備技術者試験及び資格更新講習会等に関する方針、事業策定、予算の決定を行う
- ・可搬形発電機定期点検済証票（可発ステッカー）等の普及促進
- ・建設機械整備技能士（2級）事前講習会の企画・運営  
建設機械レンタル業界のレベルアップを図る
- ・安全衛生教育（特別教育）の促進
- ・建設機械器具レンタル業管理者教育講習会制度を推進し、人材育成を図る
- ・新規認定資格制度創設のための検討等

- (2) 職業能力開発促進法に基づく技能検定「建設機械整備」の講習会の実施

- (3) 建設機械器具レンタル業管理者講習会の実施

- (4) 労働安全衛生法に基づく安全衛生特別教育講習会の実施

#### \*流通問題関係

○流通委員会〈必要に応じて適宜開催〉

建設機械レンタル業に関わる流通問題の検討、流通調査・研究 等

- ・建設機械等レンタル基本約款の発布
- ・基本管理料制度の普及・導入促進
- ・建設機械の盗難対策
- ・大手広域業者等の意見交換会の開催
- ・建設機械レンタルの流通に関するアンケート調査の実施



## 正味財産増減予算書（合計表）

自 2012年4月1日 至 2013年3月31日

（単位：円）

勘定科目	当年度	前年度（参考）	増減
〔正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取会費】			
正会員受取会費	35,280,000	35,280,000	0
賛助会員受取会費	148,189,000	143,395,000	4,794,000
【事業収益】			
事業収益	59,853,000	59,115,000	738,000
【雑収益】			
受取利息	30,000	206,000	-176,000
雑収益	14,510,000	405,000	14,105,000
特定預金取崩	58,445,000	30,000,000	28,445,000
その他会計より繰入	24,795,000	24,966,000	-171,000
経常収益計	341,102,000	293,367,000	47,735,000
〔経常費用〕			
【事業費】			
役員報酬費	9,300,000	0	9,300,000
職員給料費	45,239,400	39,897,000	5,342,400
退職給付支出	156,000	156,000	0
広告宣伝費	3,481,500	4,060,000	-578,500
電話費	2,972,000	2,959,000	13,000
法定福利費	6,050,000	3,788,000	2,262,000
福利厚生費	200,000	178,000	22,000
交際費	1,015,000	1,055,000	-40,000
旅費交通費	15,947,000	15,371,000	576,000
通信運搬費	4,389,000	3,179,000	1,210,000
印刷製本費	15,565,000	7,840,000	7,725,000
テキスト作成費	1,400,000	1,000,000	400,000
光熱水料費	1,754,000	1,744,000	10,000
賃借料	21,253,000	21,237,000	16,000
保険料	745,000	743,000	2,000
諸謝金	426,000	1,080,000	-654,000
租税公課	4,311,000	4,302,000	9,000
会報作成費	4,869,800	3,200,000	1,669,800
名簿作成費	2,880,000	20,000	2,860,000
事務用品費	1,953,000	2,401,000	-448,000
支払手数料	1,030,000	963,000	67,000
ステッカー作成費	1,700,000	1,700,000	0
定期点検記録表作成費	210,000	210,000	0
通勤費	2,798,500	2,449,000	349,500
支払寄付金	0	0	0
雑費	3,348,700	1,760,000	1,588,700
委員会費	45,556,000	36,980,000	8,576,000
諸会費	1,873,500	2,370,000	-496,500
図書費	531,600	483,000	48,600

勘定科目	当年度	前年度(参考)	増減
調査研究費	10,795,000	10,840,000	-45,000
事務処理費	9,700,000	9,155,000	545,000
会場費	3,326,000	2,700,000	626,000
教育事業費	17,195,000	11,783,000	5,412,000
教育事業補助費	20,800,000	14,000,000	6,800,000
本部会員会費	34,332,000	35,280,000	-948,000
その他会計へ繰出	24,795,000	24,966,000	-171,000
<b>【管理費】</b>			
役員報酬費	1,033,000	17,004,000	-15,971,000
職員給料費	1,000,000	0	1,000,000
退職給付費	0	0	0
退職掛金費	60,000	420,000	-360,000
法定福利費	350,000	2,900,000	-2,550,000
福利厚生費	10,000	100,000	-90,000
役員通勤費	134,000	462,000	-328,000
接待交際費	200,000	200,000	0
慶弔費	100,000	0	100,000
委員会費	6,500,000	100,000	6,400,000
理事会費	1,200,000	600,000	600,000
総会費	1,290,000	300,000	990,000
諸会費	360,000	360,000	0
旅費交通費	7,000,000	0	7,000,000
通信運搬費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
事務用品費	35,000	0	35,000
印刷製本費	400,000	450,000	-50,000
光熱水料費	70,000	0	70,000
賃借料	688,000	0	688,000
保険料	20,000	20,000	0
諸謝金	2,120,000	2,000,000	120,000
租税公課	0	0	0
支払手数料	40,000	0	40,000
電話費	70,000	0	70,000
経常費用計	344,578,000	294,765,000	49,813,000
当期経常増減額	-3,476,000	-1,398,000	-2,078,000
正味財産期首残高	101,368,253	(132,538,091)	101,368,253

◎平成23年度より、新新公益法人会計基準に基づき正味財産期首残高は「共通」に計上。

※下記の科目については、新新公益法人会計基準により各事業に配賦。

役員報酬費・職員給料費・印刷製本費・事務用品費・電話費・福利厚生費  
法定福利費・光熱水料費・賃借料・租税公課

# Letters From The Branch

## 支 部 だ よ り

### ● 神奈川支部

私達神奈川支部は、正会員51社 賛助会員26社 合計77社の会員で構成されております。その正会員51社を第3京浜地区13社、湾岸ライン地区14社、横浜横須賀地区12社、東名高速地区12社と4地区会に分け会員各社の代表者を参加対象にして、年1回各地区ごとに会場を設定して集まりそのグループの中には理事数名もおり協会活動状況を報告し、また、会員の要望を聞き情報交換と親睦を図って参りました。が最近は何の地区会も参加社が少なくなり頓挫している現状でこれも業況の厳しさが大いに影響しているものと思はれます。また各社の幹部、営業担当、及びフロント担当を対象にした管理者講習会も本部の協力のもと開催しその後の親睦会で対面のうえ話合いをしてお互い各社の遊休機械の貸し借りを通じて効率よく運用することに努めております。また、神奈川は神奈川県の特許法人格を有しており一般社団法人への移行手続きに関しましても大変腐心しております。対外活動と致しましては神奈川県との災害防止協力協定を締結し要請に応じ市区町村との合同災害防止訓練に電柱、倒木を除去する為にタイヤ式バックホー1台オペ付で提供致しましたが何分費用が掛る事であり会員のご好意に甘えることと成りました。このような事例は今後の実際に起きた災害の時にどう対応するのか神奈川のみならず課題となる事とおもいます。最近では法律事務所による債権回収業務に関し会員に紹介しております。これらが神奈川支部と致しましての現況で有ります。

これからは、神奈川県の特許法人格を有している事ですが全国の皆様ご承知のとおり横浜市内を中心とし近代日本の黎明期から政治、経済、文化の最先端で



役割を担い様々な歴史を持つ国際都市で有ります。中華街の春節祭、開港記念日に  
関連したバザー、国際仮装行列、花火大会等1ヶ月にもわたる様々なイベントが有  
り、桜木町、関内から元町、山下町界限をふらりと歩いて小路を曲がると思いもし  
ない明治時代の西洋様式をとり入れた建築物、古い小さな砲ずつや錨、日本最古の  
レンガ造りの卵型下水道管の一部等の遺物に遭遇したり、近未来形の建物と古い良  
き時代の建物との絶妙なコントラストにこの町に生まれ育った私のみならずロマン  
チックとエキゾチックな気持ちになること間違いありません。どうか私の下手な説  
明、紹介より是非皆様お誘い合わせの上お越しく下さい。尚、それらに要する費用  
は各自ご負担のことくれぐれもお忘れ無きようお願い致します。取りとめのない紹  
介では有りましたが神奈川県内何処へ行かれましても名所、旧跡、新名所の宝庫で  
あり名産品も箱根寄木細工、木象嵌、小田原の梅干し、三崎のまぐろ、高座豚、湘  
南のしらすと数え切れない程たくさん有ります。どうかお出かけの際にはそちこち  
に点在する会員会社（非会員）の形態を見て歩く事も一興ではないでしょうか。

神奈川支部長（有）常盤工業 風間 英夫



## 建設機械盗難調査報告書 年度別推移

調査期間	H13	H14	H15	H16
受理番号	1-336	337-545	546-781	782-999
届け出件数	336	209	236	218
盗難建機台数計	628	366	255	226
被害額記入あり件数	266	180	192	174
被害総額計（単位：万円）	108,219	143,625	95,112	98,060
盗難建機数計	543	208	203	177
被害額記入なし件数	70	29	44	44
調査期間内の発見件数	3	4	5	7

調査期間	H17	H18	H19	H20
受理番号	1,000-1,238	1,239-1,410	1,411-1,523	1,524-1,633
届け出件数	239	172	113	110
盗難建機台数計	276	252	129	134
被害額記入あり件数	142	69	52	61
被害総額計（単位：万円）	53,976	18,387	17,803	12,930
盗難建機数計	161	78	64	65
被害額記入なし件数	97	103	61	49
調査期間内の発見件数	5	2	1	0

調査期間	H21	H22	H23	H24
受理番号	1,634-1,788	1,789-1,914	1,915-2,071	2,072-2,103
届け出件数	155	126	157	32
盗難建機台数計	295	130	240	53
被害額記入あり件数	54	82	73	21
被害総額計（単位：万円）	16,318	20,025	10,964	4,423
盗難建機数計	54	82	109	33
被害額記入なし件数	101	44	84	11
調査期間内の発見件数	4	0	2	0

調査期間	累計
受理番号	1-2,103
届け出件数	2,103
盗難建機台数計	2,984
被害額記入あり件数	1,366
被害総額計（単位：万円）	599,842
盗難建機数計	1,777
被害額記入なし件数	737
調査期間内の発見件数	33

注) H13年度はH13年7月から調査開始  
H24年度はH24年7月までの数値

## 1. 盗難発生場所別件数

発生場所	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
自社敷地内	58	26	31	26	51	27	19	17
ユーザー敷地内	54	33	43	53	39	32	26	18
作業現場	220	144	148	130	136	112	64	60
その他	4	6	14	9	13	1	4	15
計	336	209	236	218	239	172	113	110

発生場所	H21	H22	H23	H24	累計
自社敷地内	38	11	8	1	313
ユーザー敷地内	39	7	15	3	362
作業現場	76	89	107	25	1,311
その他	2	19	28	3	118
計	155	126	158	32	2,104

注) 上記は発見件数分も含む数値

## 2. 機種別盗難建機台数

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
積込機械	4	1	0	0	0	0	2	0
掘削機械	101	94	85	92	91	54	40	28
クレーン	12	8	10	10	4	3	1	4
締固め機械	5	1	6	5	5	7	4	1
運搬機械	21	21	44	33	22	8	9	5
発電機	144	68	53	50	86	56	29	45
溶接機	13	6	13	8	15	17	7	4
投光機	11	5	1	2	1	0	0	0
空気圧縮機	9	2	1	3	0	1	3	2
その他	308	160	42	23	52	106	34	45
計	628	366	255	226	276	252	129	134

区分	H21	H22	H23	H24	累計
積込機械	0	0	1	0	8
掘削機械	48	26	16	5	680
クレーン	2	1	2	1	58
締固め機械	44	8	17	1	104
運搬機械	4	5	14	2	188
発電機	35	39	49	8	662
溶接機	2	8	9	3	105
投光機	0	1	1	1	23
空気圧縮機	5	2	2	0	30
その他	142	36	52	11	1,011
計	282	126	163	32	2,869

### 3. 支部別届け出件数

支部名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累計
北海道	7	8	21	20	5	0	0	7	8	10	13	1	100
青森	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
秋田	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	1	3	1	0	2	2	8	1	1	0	0	0	19
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	3	2	2	1	1	3	2	1	1	0	0	2	18
東京	91	83	59	50	18	7	14	11	37	8	9	3	390
神奈川	6	3	8	0	10	4	0	1	0	0	2	0	34
長野	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
群馬	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
栃木	8	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	1	15
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	7	51
中部	110	48	73	66	102	46	21	19	40	23	31	6	585
富山	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	2
石川	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	0
大阪	11	1	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	16
兵庫	48	23	33	19	61	68	37	30	51	23	9	3	405
和歌山	18	7	1	5	3	20	0	8	1	0	2	0	65
滋賀	0	0	0	2	0	0	1	0	0	1	2	0	6
京都	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
中国	2	2	0	4	0	0	1	1	1	2	7	1	21
四国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
九州	14	26	36	46	35	22	29	27	13	48	39	9	344
沖縄	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
計	336	209	236	218	239	172	113	110	155	124	158	33	2,103

注) 石川支部・富山支部・福井支部はH24より統合され北陸支部となった。

平成23年度、下半期は敷鉄板の盗難が多数であった。

また、近年の傾向として、作業現場での盗難が多く、施錠してあっても強引に侵入するケースが目立つ。

対策としては、建機にキーを取り付けることはもちろん、長期の休業の場合には覆いをかけることも有効な手段である。また、入口を車輛・重機等で防御する等が必要かと思われる。

運搬車輛に小型建機・発電機を積載して盗難するケース、またバッテリーの盗難も散見されるため、建機だけではなく運搬車輛・小物についても対策が必要。

#### 〈お願い〉

盗難が発生次第、最寄の警察署に届出をし、協会（支部経由）にも届出をお願いします。協会統一書式（次ページ）をコピーしてご使用ください。

また、発見された場合にもお手数ですがご一報をお願いいたします。

なお、型式・製造番号・エンジン番号を控えておくと、国内で転売された場合に所有権を主張でき、また発見された場合にも特定が容易となるため、台帳の管理もお願いいたします。

## 建設機械等の盗難・紛失報告書

情報提供日：平成 年 月 日

機 械 名：	製造会社：
型 式：	製造番号： エンジン番号：
塗 装 色：	その他番号(リース会社管理番号)：
購入年度：	標準価格：

被害区分(○で囲む)	盗 難 ・ 紛 失 ・ その他( )
被害発生日 時	平成 年 月 日～ 月 日 時頃
被害発生 場 所  ○で囲む ○で囲む	社名： 住所：
	自社・ユーザー・その 他 構内・置 き 場・作業現場・その 他
届出警察署・日時	月 日 届出
被害者名 ※所 有 者	社名： 住所：
	※使 用 者 社名： 住所：
連 絡 先	社名： 支店・営業所： 担当者氏名： TEL： FAX：

※形状・特徴・スケッチ・写真、及び説明文等を添付してください。

### 事故発生時の連絡・報告先(発生当日中に)

※被害者 → 警察署(訪問届出)  
→ → 購入先ディーラー(FAX)  
→ → → 所属支部事務所(FAX) → → → (社)全国建設機械器具リース業協会事務局  
TEL 03-3255-0511  
FAX 03-3255-0513

# 全国建設機械器具リース業協会 支部別加入状況

(2012年10月10日現在)

(単位：円)

支部名	会員数 (本社)	基本プラン		オペミス＋ユ特約＋交差		合計	加入率
		加入数	掛け金	加入数	掛け金		
北海道	61	28	4,990,000	26	10,500,000	15,490,000	45.9%
青森	13	5	1,953,500	5	4,470,000	6,423,500	38.5%
秋田	10	7	1,120,000	7	1,404,500	2,524,500	70.0%
岩手	8	1	150,000	1	860,000	1,010,000	12.5%
宮城	18	8	1,349,500	7	2,864,500	4,214,000	44.4%
山形	8	6	1,803,500	6	3,483,500	5,287,000	75.0%
福島	22	5	1,072,000	4	1,840,500	2,912,500	22.7%
新潟	13	4	727,500	3	598,500	1,326,000	30.8%
群馬	5	0	0	0	0	0	0.0%
栃木	12	4	493,000	3	824,500	1,317,500	33.3%
東京	159	40	7,068,500	39	15,713,170	22,781,670	25.2%
神奈川	39	16	2,062,000	14	5,931,500	7,993,500	41.0%
長野	15	2	170,000	2	178,500	348,500	13.3%
静岡	14	3	331,500	3	272,000	603,500	21.4%
中部	48	25	3,910,000	16	6,373,000	10,283,000	52.1%
北陸	44	20	2,230,000	9	3,371,000	5,601,000	45.5%
滋賀	19	8	1,018,500	6	1,353,000	2,371,500	42.1%
京都	8	3	357,000	2	671,500	1,028,500	37.5%
大阪	73	9	1,519,000	4	5,022,500	6,541,500	12.3%
和歌山	17	1	450,000	1	3,080,000	3,530,000	5.9%
兵庫	18	9	1,776,000	7	2,616,000	4,392,000	50.0%
中国	55	11	2,175,000	9	3,878,000	6,053,000	20.0%
四国	10	2	306,000	2	671,500	977,500	20.0%
九州	71	23	2,766,170	20	6,413,750	9,179,920	32.4%
沖縄	18	14	2,371,170	12	6,728,000	9,099,170	77.8%
合計	778	254	42,169,840	208	89,119,420	131,289,260	32.6%

1. リース賠償は新規目標2,000千円に対し6件2,181千円で目標達成（達成率109.1%）  
加入率は1.0%アップした。
2. リース賠償以外は新規目標4,000千円に対して9件5,157千円で目標達成（達成率128.9%）  
内訳は動産総合4件2,747千円　ダブルリース4件2,250千円　法定外補償1件160千円

当協会  
専用制度

## 全建リース総合賠償制度の特長

- 全建リース協会のみが加入できる制度です。
- 保険料は、全額損金処理できます。※今後法改正により変更となる場合があります。実際の税務処理については税理士にご相談ください。
- 団体スケールメリットを活かした大型補償。しかも保険料は割安です。
- 全建リース業協会指定代理店による徹底したフォローが受けられます。

昨年度1年間で、**約120件・合計1億円以上の**  
保険金をお支払いしています！

## お問い合わせ・お見積は・・・

<お問い合わせは本制度取扱幹事代理店まで>

**有限会社ゼンケン(全建リース協会事務局内)**

〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1

MH-KIYA BLDG.<キヤビル>5階

TEL 03-3255-0514 / FAX 03-3255-0513

その他の専用制度もご用意しています！  
まずはお見積だけでもお気軽にお問い合わせください！

# 協会支部名簿

平成24年9月末現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
					E-mail	
北海道支部	伊藤 豊	小野寺康夫	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
					hkklrst1@bz01.plala.or.jp	
青森支部	気田 福俊	鳥谷部 稔	034-0051	青森県十和田市伝法寺字大窪62-1 青森リース(株)内	0176-28-3111	0176-28-2837
					m-toriyabe@aomori-lease.com	
秋田支部	三浦 正義	小室 忠男	010-0201	秋田県潟上市天王字棒沼台282 (株)秋田中央機工内	018-872-2402	018-872-2403
					komuro@akita-chuo.co.jp	
岩手支部	高橋 悦見	千葉 岸夫	028-3623	岩手県奥州市胆沢区南都田字化粧坂179 (株)セントラル内	0197-46-3939	0197-46-3900
					qqe46m49k@wit.ocn.ne.jp	
宮城支部	菅野 浩昭	小原 透	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合会館2F	022-238-1751	022-238-1752
					miya.k.l@io.ocn.ne.jp	
山形支部	小野寺啓一	東海林寛次	990-0864	山形県山形市陣場1-9-15	0236-84-9455	0236-84-2449
					ykrk@star.ocn.ne.jp	
福島支部	三留 博	斎藤 博	963-8862	福島県郡山市菜根4-11-32	024-933-7803	024-933-7813
					hs-1012@amber.plala.or.jp	
新潟支部	酒井 安治	吉田健一郎	950-0941	新潟県新潟市中央区鳥屋野326 (株)新潟まるよし内	025-284-6605	025-284-6605
					znknight@gmail.com	
群馬支部	中川 秀敏	石原 栄志	371-0013	群馬県前橋市西片貝町4-5-15	027-243-2822	027-243-5595
					e-ishihara-482@nippan-r.co.jp	
栃木支部	北條 光一	伊藤 義昭	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2FC	028-636-0102	028-636-0103
					sac109@mx1.alpha-web.ne.jp	
東京支部	鬼丸 卓哉	前田 秀雄	101-0038	東京都千代田区神田美倉町12-1 キャビル5F	03-3255-0515	03-3255-0516
					aef05673@nifty.com	
神奈川支部	風間 英夫	福島 洋子	221-0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町2-10 アール・ケープラザ横浜Ⅲ1103	045-440-1116	045-440-1117
					kleaseky@maple.ocn.ne.jp	
長野支部	原 茂	倉田 五郎	395-0004	長野県飯田市上郷黒田2731-1	0265-23-9605	0265-23-9616
					znkngn@gmail.com	



平成24年9月末現在

支部名称	支部長名	事務局長	〒	所在地	TEL	FAX
					E-mail	
静岡支部	田島 潤一	菊田 功一	422-8035	静岡県静岡市駿河区宮竹1-14-14 (株)レント内	054-238-8022	054-238-8033
					shizurental@triton.ocn.ne.jp	
中部支部	瀧 哲也	水谷 勝治	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
					zenkenko@bronze.ocn.ne.jp	
北陸支部	高野 泰行	大山 勇	920-0211	石川県金沢市湊2-116-16	076-237-3171	076-238-7597
					bz344724@bz01.plala.or.jp	
滋賀支部	吉川 喜彦	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷3-14-25 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
					znksga@gmail.com	
京都支部	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中新道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
					tuchiyama@takaishi-mi.co.jp	
大阪支部	北野 一雄	中谷穂利枝	556-0021	大阪府大阪市浪速区幸町2-3-14 ダイトービル505号	06-6561-7405	06-6561-7407
					info@okk-rental.org	
和歌山支部	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8303	和歌山県和歌山市鳴神588-1 ソレーユ鳴神1F	073-474-5789	073-474-1038
					warental@major.ocn.ne.jp	
兵庫支部	末田 芳晴	猪俣 昭雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
					znkhyug@gmail.com	
中国支部	宇都宮昭憲	高島 龍爾	733-0873	広島県広島市西区古江新町4-23 アルファ大田201号室	082-275-0532	082-275-0538
四国支部	仲田 優晴	美馬 博	770-0044	徳島県徳島市庄町3-16 喜多機械産業(株)内	090-7789-2823	088-631-9270
					znkskk@gmail.com	
九州支部	中野 登	伊藤 公明	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
					rental@f4.dion.ne.jp	
沖縄支部	佐久本嘉幸	吉澤 友香	901-2101	沖縄県浦添市西原1-11-2-201	098-876-6410	098-876-6410
					okirental@tea.ocn.ne.jp	

## あとがき

急に寒さがひとしお身に染みる頃となりましたが、会員・賛助会員企業の皆様におかれましては、いかがお過ごしでいらっしゃいますでしょうか。

さて、今年は、昨年の東日本大震災の復興特需、消費税増税の影響による建設需要の駆け込みが始まり、今後、一定期間は続きそうですが、この先、いつまで続くのか先の見えない状況であります。それに加え、2014年から始まる排ガス4次規制や省エネ対策の影響で建設機械の購入単価も上がり始めています中、レンタル単価は下降傾向にあります。これまで建機レンタル業界は、公共工事の縮小で長い冬の時代を耐え忍んできましたが、政府が集中復興期間と位置づける今後5年間で復興関連予算は巨額の19兆円がつき込まれる予定で、これから本番を迎える瓦礫処理や土木、港湾工事へ寄せる期待は大きいことと存じます。

今年度は、社団法人全国建設機械器具リース業協会として最後の年度となり、いよいよ来年度から新法人（予定名称：一般社団法人日本建設機械レンタル協会）に移行予定であり、今後、このかいほうについては、リニューアルしていく予定であります。また、協会活動につきましては、本編にもありましたように新役員が着任され、企画広報委員会、教育研修委員会、流通委員会の3つの委員会を新たに発足させ、協会活動のさらなる充実を図り、会員各位のご意見・ご期待に添える協会運営ができますよう改革を進めてまいります。

建機レンタル業界の地位の向上とさらなる発展のためにも業界全体の足並みを揃え、団結していくことが重要であると思われまます。今後とも、会員各位の皆様のご協力ご支援を賜りよう、宜しくお願い申し上げます。

最後に会員の皆様の益々のご発展を祈念申し上げます。

事務局

---

### かいほう No.69

発行日 平成24年12月  
発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会  
〒101-0038  
東京都千代田区神田美倉町12-1  
キャビル5階  
TEL 03-3255-0511  
FAX 03-3255-0513  
発行責任者 事務局  
制作編集 有限会社 ビジネスアシスト  
〒104-0045  
東京都中央区築地7-11-5  
中銀ベル2 F  
TEL 03-6278-8075

---

**一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（英略：J C R A）（予定）**  
**ロゴマーク 募集のお知らせ**

社団法人全国建設機械器具リース業協会では、2013（平成25）年4月（予定）  
 一般社団法人日本建設機械レンタル協会（英表：Japan Construction Machinery  
 Rental Association、英略：J C R A）への移行に伴い、新しい協会のロゴマーク  
 を募集いたします。（なお、募集要領は下記の通りです。）

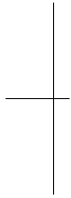
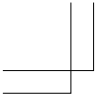
※募集要領

応募資格	社団法人 全国建設機械器具リース業協会 正会員・賛助会員(支部賛助会員も含む)企業の社員の方
応募方法	郵送またはEメールでご応募ください。
応募先 (〒・住所・氏名・年齢・電話番号・Eメールアドレス・会社名(所属先)を必ず明記 (別紙の応募申込書を添付))	(郵送の場合) 〒101-0038 東京都千代田区神田美倉町12-1 キヤビル5F 社団法人 全国建設機械器具リース業協会 新ロゴマーク応募係 (Eメールの場合) <a href="mailto:houjou@zenken.org">houjou@zenken.org</a> (JPEG または GIF 形式、PDF 形式 1MB 以内)
応募締切	2013（平成25）年1月31日（木）消印有効(郵送)・送信有効(Eメール)
賞および賞金	最優秀賞(採用) 1名 10万円 優秀賞 2名 3万円
審査方法	当協会企画広報委員会にて厳正な審査を行い、決定いたします。
発表	2013（平成25）年5月27日（月）定期総会にて発表 (最優秀賞受賞者は、上記定期総会にて表彰いたします。)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募作品は返却いたしませんので、ご了承ください。</li> <li>・採用作品に関する著作権等の一切の権利は、当協会に帰属するものとします。</li> <li>・すでに使用されている作品と同一もしくは著しく類似している場合、または著作権等を侵害していることが判明した場合は、採用決定後であっても、採用を無効にする場合があります。</li> <li>・応募者の個人情報は、今回の募集の目的以外には使用いたしません。</li> <li>・未成年者が受賞した場合、賞金を受け取るにあたり、保護者の同意書が必要になります。</li> </ul>

(現法人ロゴマーク)

(新法人ロゴマーク)





かいほう  
No.69

